10・13集会妨害国賠を支援する会ニュース

発行 10・13集会妨害国賠を支援する会

共同代表 池田龍雄、伊藤成彦、斎藤貴男、信太正道、崔善愛、橋本 勝連絡先:〒113-0033 東京都文京区本郷2-16-9-301 TEL03-3868-6630 FAX03-3868-6631

9月13日の判決に注目を!

安倍反動政権が憲法改悪に突き進んでいる今こそ、「集会の自由を守れ!」の声を高くあげよう!

――7・4 東京高裁・結審

参議院選挙での自民党圧勝におごりたかぶる安倍政権は、いよいよその危険な本性を露わにして憲法改悪に突き進んでいます。 9条のみならず「表現の自由」をはじめとする民主主義的諸権利の一切が奪い去られようとしている今こそ、改憲反対の声をあげる時です。歴史の転換点ともいうべきこの時代状況のなかで、「集会の自由を守れ!」と訴えてたたかっているこの裁判はますます重要性を増しています。

さる7月4日午後4時から、10・13 集会妨害国賠訴訟(控訴審)の第3回裁判が開かれました。今回の裁判をもっていよいよ結審になることから、多くの市民の方々が傍聴につめかけました。

【10・13集会妨害国家賠償請求訴訟とは】

2008年10月13日に、東京・なかのZERO大ホールで反戦・平和の集会(「怒りの大集会」)が開かれた。これにたいして、帽子・マスク・サングラス等を着用し異様な格好をした警視庁の私服警察官数十名が会場入口前で集会参加者を監視・威圧したばかりか、近くのコーヒーショップの中から3人の私服警官がビデオカメラで参加者を盗撮するという驚くべき事態が発覚した。

「集会の自由」を侵害する違憲・違法のこの集会妨害 にたいして、集会の呼びかけ発起人である土屋公献 氏や森井眞氏ら4人が原告となり、東京都(警視庁) を相手どって、国家賠償請求訴訟を起こした。 多数の公安警察官による市民集会の監視・ 威圧・盗撮は日本国憲法で保障された「集会 の自由」を踏みにじる行為以外のなにもので もない――このことを、原告・弁護団は提訴 以来一貫して訴えてきました。控訴審におい ては、一審東京地裁の極めて不当な判決を批 判し尽くしてきました。

地裁は姑息にも憲法判断を回避しただけで

はありません。公安警察官の証言に依拠し、「革マル派の動向を把握するための視察」だという理由で、多数の公安警察官による市民集会の監視・威圧・盗撮を正当化したのでした。これに対して弁護団は控訴審において、弁護団のよびかけにこたえてくださった多くの憲法学者の方々(※2頁参照)の意見書を、前回に引き続いて今回も法廷に提出し、警察の監視・威圧・盗撮は「集会の自由」や「表現の自由」そしてプライバシーを侵害する違憲・違法な行為にほかならないことをつきだ

さらに弁護団は、政府に逆らう市民や学生 や労働組合の闘いを圧殺するために、それら に「革マル派」だとかのレッテルを勝手に貼 り付け、違法な監視をするなどの集会妨害を 正当化するのが権力の常套手段であること を、最近の裁判例などをもあげながら実証的

してきました。

に暴き出しました。

そして、矢澤弁護団長が弁護団からの総括 的意見を述べた後、原告団を代表して森井眞 さん(元明治学院大学学長)が法廷を圧する 迫力で「集会の自由」を守る重要性を訴え、 裁判をしめくくりました。

いよいよ控訴審判決は、9月13日(金) 午後4時に東京高裁で言い渡されます。改憲 に向けて突き進む安倍政権のもとで、警察権 力・公安警察はかさにかかって、反戦・平和 を呼びかけたり原発再稼働に反対したりする 市民や労働組合の運動にたいして、全国各地において監視や弾圧を強めています。今こそ「集会の自由」「表現の自由」を守るために、ぜひ本裁判に注目し、多くのみなさんが傍聴されるよう呼びかけます。

※控訴審で意見書を提出された憲法学者の方々

- · 村井敏邦先生(大阪学院大学法科大学院教授、 一橋大学名誉教授)
- 平松毅先生(関西学院大学法学部非常勤講師、 比較憲法学会名誉理事)
- ・小林武先生(南山大学教授、愛知大学法科大学 院教授を経て現在沖縄大学客員教授)

森井眞さん(元明治学院大学学長)の意見陳述

裁判官もご存じのとおり、安倍政権は、日本国憲法を変えようとしています。自民党は昨年4月、「改憲草案」を策定しました。それは、「国民主権」、「平和主義」、そして「基本的人権の尊重」という現憲法の理念を投げ捨てようとするものです。

安倍政権は、国民より国家を優位におき、 平和より国防を大切にし、そして、基本的人 権より公益(国益)と公の秩序を大事にしま す。これは、いずれも、日本を戦争ができる 国、否、戦争をする国へと導いていくものだ と思います。

人間は誰だって過ちを犯します。まともな 人間は、同じ過ちを犯さないように、過去を ふりかえり、反省すべきです。国もやはり過 ちを犯しえます。日本人は、愛する日本の国 が過去と同じ過ちを繰り返さないように、歴 史を正確厳密に調べ、歴史から学ぶべきこと を学ぶのが国民としての義務だと思います。

私は1919年(大正8年)に大日本帝国に生まれ、あの15年戦争の時代を生きました。私の生きた大日本帝国は、基本的人権をちゃんと守ってくれなかった、というのでなく、はっきりとそれを否定していました。「私は生命を大事にする」といえば、「弱虫、臆

病者! いのちは鳥の羽より軽いのだ、喜んでお国に命を捧げろ!」といわれ、「自由」とは傲慢・不遜・我儘で、危険なこととして嫌われ、「国民はお上の意に従って生きればいいのだ」といわれました。「幸福の追求」なんて、それは卑しいこと、利己主義、我儘だ、と軽蔑されました。

1925年に制定された治安維持法は、きりもなく拡大解釈されて、私たちは言論、出版、集会、結社その他、表現の自由をすべて奪われ、お上のお気に召さないことを考えるだけでも「危険思想」とか「思想犯」といって弾圧されました。私達は、天皇家や軍部はもちろん、すべて公権力を批判したりそれに抵抗したりすることは許されず、こうして日本はあの愚かな、恥ずべき15年戦争になだれこんでいきました。今の日本を、あの人権否定の大日本帝国に絶対に戻してはならない。絶対に近づけてはならない、と思います。

私は大学繰上げの卒業ののち兵隊にとられ、二年近い軍隊生活を送りました。軍隊では、生活の隅々まで規則づくめで、また「上官の命令は直ちに朕が命令と心得よ」と軍人勅諭にある通り、上官がどんな愚かな、下らない、間違った命令を下しても一切批判も反

対も許されず、絶対従わねばなりませんでし た。こうして、規則を守り、上官の命令に従 って生きているだけで、1日24時間がきれ いに経ってしまい、自分でものを考えるとか、 疑うとか、迷うとか、選ぶとか、決めるとか、 そんな余地の全くない生活でした。現実に自 由をみごとに奪われてみて、自由こそ人間が 人間であることの証であり、人間の要である ことをはっきりと学びました。人間には肉体 の自由も精神の自由も必要です。肉体の自由 は奪われれば誰でも気付きます。しかし精神 の自由については人間はおそろしく鈍感にな りうるので、少しぐらい奪われても気付かな いか、気付いても譲ってしまい、そのうちに 自由をすっかり失ってしまいます。自分の自 由を失った人間は他者の自由についても全く 鈍感になり、平気で敵兵を殺せる人間になり



裁判報告集会で発言する森井眞さん (左は原告の古川路明さん)

ます。軍隊は戦争が必要とするそんな人間を 作っていました。私と一緒に入隊した同期の 戦友の多くが、みごとにそんな立派な兵隊に なっていることを私は感じました。

また、敗戦の年の夏から、私たち高射砲の 幹部候補生も地面に穴を掘り、手に爆薬をも ち、一人一人そのたこつぼに潜んで、本土に 上陸した米軍戦車が近づいてくると穴からと び出し、戦車の正面の最も灼熱した個所に自 分の手で爆薬を押しつけて戦車を爆破させる という、対戦車肉迫攻撃の訓練に毎日朝から 取り組まされました。それは90何%の死と は意味も質も異なる100%の死です。その 訓練が始まった途端、これまで冗談を言い合 っていた20代の血気さかんな若者も冗談が いえなくなりました。そして空に輝く真夏の 太陽が鉛色に見え出したのです。死に向かっ て歩む毎日。絶望の日々。私は、人間の否定 そのものである戦争というものの恐ろしさを 腹の底から学ばされました。

さて、私の通った旧制高校は全寮制だったので、三年間寮生活を送り、そこで友人と毎日朝から晩まで生活をともにして、人生一度の青春の憂いと楽しみを分かちあい、一生かかってももう作れないえがたい三人の親友を作りました。戦争が終わって、一日も早くあの三人に会いたい、と当たってみたら三人とも戦死! 学に志し、夢と希望にみちていた、あのそれぞれ全く掛替えのないいのちを戦争が奪ったのです。私には「畜生! 口惜しい!俺の人生を返せ!」という、かれらの最後の叫びが今でもはっきりと聞こえます。あれ以来、今は口のない彼らに代わって、私は「戦争はもう絶対にやめよう!」と叫ばずにはいられません。

したがって、私は安倍政権が進めようとしている改憲を認めることは絶対にできません。しかしながら世論調査などによると、憲法を変えようという大きな流れがいつの間にか作られているようです。安倍首相が、マスメディアが果たすべき責任を果たしていないメディアが果たすべき責任を果たしていないと思われます。国民は、北朝鮮や中国、韓国の横暴を弾劾する声に煽られて国を守る体制を作ることが必要だという意識に染められています。そして、公益(国益)と公の秩序の維持が大切というつくられた風潮によって、国民個々人の基本的人権の制約

決は、まさにこの風潮に棹さすものにほかな りません。

立法府と行政府が現在のような頼りになら ない危険な状況では、私たちが憲法の尊重と 人権の擁護を期待しうるのは、ただ司法府の みです。それだけに、今度こそ、掛替えのな い人間の尊厳をなんとしても守りたいとい

に無感覚になってしまっています。一審の判 う、私たちの心の底からの願いを同じ人間と して快く受け入れて下さり、集会の自由が侵 されることにも憲法の危機にも鈍感になって いる多くの国民が目覚めうるように、集会の 自由について、しっかりした判決を示して下 さることを心から願ってやみません。

森井 眞

【矢澤弁護団長の最終意見】

控訴審法廷を終えるに当たり弁護団からの最終意見を、矢澤曻治弁護団長が述べました。

矢澤団長は、控訴審で弁護団が一審判決を批判してきた点を、「1,本件訴訟の意義と目的、2,原 判決が最高裁平成4年7月1日大法廷判決を無視したこと、3,自由心証主義に抵触すること、4,『視 察』の法的根拠とその限界について安直な判断をしていること、5,公安警察による一連の行為は、 憲法 21 条 1 項の『集会の自由』を侵害すること、6、『本件集会の参加者を視察することによって革 マル派の動向や活動実態を把握するため』と認定したことは、弁論主義に反すること、7、ビデオカ メラによる盗撮が憲法 13 条違反であること | の7点にしぼり、簡潔にそれらの点を明らかにしました。 そして最後に8点目として、以下のように述べ、格調高くしめくくりました。

「巷では、改憲や廃憲の嵐とも表現できる事態が見受けられます。しかし、私は、いま自民党の憲 法草案から削除された、憲法 97 条を改めて、この場で読み上げたいと思います。『この憲法が日本国

民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の 努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪 え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の 権利として信託されたものである』とあります。我々、控訴 人ら及び弁護団は、本件について、裁判所が、憲法第76条に 定める、良心にしたがい独立してその職権を行い、憲法と法 律にのみ拘束され、国民の付託に応えるよう祈念いたしてお ります。」



裁判報告集会で発言する矢澤団長

次回裁判(判決)

本年9月13日(金) 午後4時~ 東京高裁809号法廷

※終了後、弁護士会館で記者会見・報告会を予定しています

10・13集会妨害国賠訴訟への絶大なる支援カンパをお願いします

振込先:郵便振替口座 00170-6-777598 加入者名「集会実行委員会」